

市販薬でもドーピングの恐れ(2015年版)

Q：市販薬(OTC)でもドーピング違反になる可能性があると聞きました。どのような成分に注意が必要でしょうか。

A：2015年版では、市販薬(OTC)に関して2014年版から変更になった成分はありませんでした。ただし、病院で処方される医薬品に関する成分では変更になったところもあるため注意が必要です。禁止表は毎年1月1日から新しくなりますので、競技者や薬剤師は常に新しい情報を把握する必要があります。

【 市販薬での注意点 】

同じような薬効を持ち、名称の非常によく似た商品名の市販薬があります。名称がほとんど同じでも、接頭語として「新」がついたり接尾語として「～K」や「～A」がついているだけで成分が異なることがあります。以下に市販薬に関する注意点を解説します。

なお、ここに掲載された成分だけが禁止物質ではありませんので、個別の商品ごとに確認してから使用するようお願いします。

(1) 解熱鎮痛薬

市販薬(OTC)の解熱鎮痛(飲み薬、湿布薬等)の成分は、禁止物質に該当しません。ただし、配合されることが多いカフェインは監視プログラム*¹掲載物質(モニタリング物質)であるため使用可能ですが、乱用パターンをモニターする対象となっているため、繁用されると将来的に禁止表に追加される可能性があります。

(2) 総合感冒薬

多くの総合感冒薬にはS.6興奮薬(競技会時禁止物質*²)が配合されています。

- ・競技会時禁止物質：エフェドリン、メチルエフェドリン、麻黄(エフェドリン類を含む)、半夏(エフェドリン類を含む)、プソイドエフェドリン(すべてS.6興奮薬)。
- ・監視プログラム掲載物質：カフェイン、フェニルプロパノールアミン

(3) 咳止め・去痰薬

コデイン類(コデインリン酸塩、ジヒドロコデインリン酸塩等)は禁止物質ではありませんが、モルヒネ／コデイン比が監視プログラム掲載物質となっています。

- ・常時禁止物質*³：トリメトキノール、メトキシフェナミン(すべてS.3ベータ2作用薬)
- ・競技会時禁止物質：エフェドリン、メチルエフェドリン、麻黄、プソイドエフェドリン(すべてS.6興奮薬)

- ・監視プログラム掲載物質：フェニルプロパノールアミン、コデイン類(モルヒネ／コデイン比)

(4) 胃腸薬

ホミカ(ストリキニーネを含む生薬)はS.6興奮薬(競技会時禁止物質)です。

- ・競技会時禁止物質：ホミカ

(5) 便秘治療薬

成分に禁止物質である麻黄を含む商品があるので注意が必要です。(例：防風通聖散など)

(6) アレルギー用薬（鼻炎用内服薬）

多くの市販のアレルギー薬は禁止物質や監視プログラム掲載物質は配合されていませんが、商品によっては禁止物質を含むものがあるため注意が必要です。

- ・競技会時禁止物質：メチルエフェドリン、プソイドエフェドリン
- ・監視プログラム掲載物質：カフェイン、フェニルプロパノールアミン、フェニレフリン

(7) 点鼻薬

血管収縮剤であるナファゾリン、テトラヒドロゾリンおよびオキシメタゾリンはS.6興奮薬（競技会禁止物質）ですが、点鼻などの局所使用は使用可能です。

- ・監視プログラム掲載物質：フェニレフリン、プレドニゾロンやヒドロコルチゾン等の糖質コルチコイド全般

(8) 吐き気・乗り物酔い予防薬

多くの吐き気・乗り物酔い予防薬にはカフェインが含まれています。カフェインは監視プログラム掲載物質です。

(9) 痢疾用薬

痢疾用の坐薬・軟膏の中には血管収縮剤として（エフェドリン類）などの競技会時禁止物質が含まれているものもあります。

- ・競技会時禁止物質：メチルエフェドリン
- ・監視プログラム掲載物質：フェニレフリン、プレドニゾロンやヒドロコルチゾン等の糖質コルチコイド全般

(10) 目薬

ナファゾリンおよびテトラヒドロゾリン等の血管収縮剤は点眼を含む局所使用は可能です。

(11) 皮膚外用薬

多くの皮膚外用薬にはS.9糖質コルチコイド（競技会時禁止物質）が含まれていますが、皮膚への局所使用は可能です。また、糖質コルチコイド（プレドニゾロンやヒドロコルチゾン等の糖質コルチコイド全般）は2015年からは競技会時および競技会外時監視プログラム掲載物質です。

(12) 漢方薬

漢方薬を構成する生薬にはそれぞれ多くの成分が含まれており、分析されていない成分を含んでいる可能性もあるので、明らかな禁止物質や監視プログラム掲載物質を含まない場合でも「問題がない」という保証をあたえることは非常に難しいのが現状です。明らかな禁止物質の例としてはマオウ（麻黄）、ホミカ（馬銭子）があります。キジツ（枳実）、ゴシュユ（吳茱萸）、チンピ（陳皮）はシネフリンを含むため監視プログラム掲載物質です。これらのことから、漢方薬の使用はできるだけ避けて西洋薬のような成分が明らかになっているものを使用するほうが望ましいと考えます。薬剤師は競技者にはこれらのことと十分説明し、理解してもらうことが大切です。

(13) 鉄欠乏性貧血薬

生薬由来成分が配合されている鉄剤は注意が必要です。

(14) 滋養強壮薬

滋養強壮薬には、テストステロン（S.1蛋白同化薬（常時禁止物質））等が含まれている商品があります。テストステロン等は内服薬だけでなく塗り薬も注意が必要です。滋養強壮薬に含ま

れる漢方・生薬についても、分析されていない成分を含んでいる可能性もあるので、明らかな禁止物質や監視プログラム掲載物質を含まない場合でも「問題がない」という保証をあたえることは非常に難しいと思われます。競技者にはこれらのことと十分説明することが大切です。

- ・**常時禁止物質**：テストステロン、メチルテストステロン
- ・**監視プログラム掲載物質**：カフェイン

(15) 育毛剤

体毛や髭(頭髪以外)等を増やす目的で使用する育毛剤には、テストステロン等が含まれているものがあります。

- ・**常時禁止物質**：メチルテストステロン、プロピオン酸テストステロン

(16) 禁煙補助剤(ガム、パッチ)

禁煙を目的に使用する禁煙補助剤にはニコチンが含まれています。ニコチンは2012年から監視プログラム掲載物質となりました。

- ・**監視プログラム掲載物質**：ニコチン

【 健康食品・サプリメント 】

健康食品やサプリメントの表示は、成分ではなく原材料名で表示されているものが多く、また含有されるもののすべてが表示されている保証がないため、禁止物質が含まれていても分からず使用してしまう危険性があります。特に外国製サプリメントではデヒドロエピアンドロステロン(DHEA)製剤、テトラヒドロゲストリノン(THG)、メチルヘキサンアミン(ゼラニウム油またはゼラニウム根エキスとも呼ばれる)またはそれらの成分を含む製剤が市販されており、インターネットでも簡単に購入できます。外国製サプリメントについては2001年の調査で蛋白同化男性化ステロイド薬の成分を表示していないサプリメント商品のうち約15%から蛋白同化男性化ステロイド薬の成分が検出されたという報告がありました。蛋白同化男性化ステロイド薬の成分のほかにも、覚せい剤、合成麻薬の誘導体、食欲抑制剤誘導体、エフェドリン類等の成分などの無許可医薬品成分が確認された例も報告されています。

薬剤師が競技者から健康食品やサプリメントの問い合わせを受けたときは、その商品に禁止物質の表示がなくても、禁止物質を含んでいる可能性があるので、「問題がない」という保証はできないことを説明する必要があります。サプリメントの成分表示が守られない場合があるということはすでに知られているので、故意に服用した場合でなくともドーピング検査で禁止物質が検出されれば違反となってしまいます。

【 禁止物質の公開等について 】

ドーピング禁止物質などを規程した禁止表国際基準は、毎年1月1日に施行され、その年の12月31日までの1年間のみ適用されます。2015年における禁止物質に関しては、世界アンチ・ドーピング規程における「2015年禁止表国際基準」に基づいて判断しなければなりません。

【 禁止物質の問い合わせ先 】

ドーピング禁止物質の問い合わせは薬剤師会や体育協会で受け付けています。各ホームページを参照し、FAXまたはメールにてお問い合わせください。また、日本アンチ・ドーピング機構のホームページでは問い合わせに対応するスポーツファーマシスト*⁴の連絡先が公開さ

れています。

【 禁止物質を調べるサイト 】

アメリカ、イギリス、カナダのアンチ・ドーピング機構で運営する、Global Drug Reference Online(以下 Global DRO)に日本アンチ・ドーピング機構(JADA)が参画したこと、Global DRO JAPAN のサイトが公開されました。このサイトを通して、競技者やスポーツ関係者および薬剤師を含めたサポートスタッフに対してより安心できる体制が整備されました。

Global DRO では、成分名や商品名を入力して検索することが可能であり、国際基準禁止表に則り、競技会、競技会外で当該成分や商品が、禁止物質・禁止方法かどうか、および投与経路によって禁止されるかどうかについて検索することができます。また、パソコンとスマートデバイスの両方に対応しているため、外出先からでも調べることができます。検索する商品名や成分名は、正確なつづりで検索するように注意してください。なお、検索結果は禁止表と照らし合わせて慎重に確認することが重要です。表示された結果はPDFの形でダウンロードでき、そのままメール送信することも可能です。

Global DRO を利用することで、誰でも簡便に禁止物質の検索が可能になりました。薬剤師は、これを一つのツールとして利用するとともに、これまで利用してきた「薬剤師のためのドーピング防止ガイドブック(日本薬剤師会発行)」や「WADA 禁止表国際基準」等で調べる、問い合わせを行うなど複数の方法を使って確認すること、最新情報を入手するように努めるなどして適切な対応に心がけてください。現在、日本語版での入力データ数を増やすべく作業が続けられていますが、Global DRO JAPAN にて検索結果が表示されない場合は、同時に他国版にて英語(添付文書等参照)にて成分検索を行うといでしよう。

*¹監視プログラム：スポーツにおける濫用のパターンを把握するために監視プログラムを策定しなければならないことが世界アンチ・ドーピング規程で定められている。監視プログラムに掲載されている物質は禁止物質ではないが、検査結果は報告されることがある。

*²競技会時禁止物質：競技会時検査にて禁止となる物質のこと。

*³常時禁止物質：競技会時検査および競技会外検査(抜き打ち検査)にて禁止となる物質のこと。

*⁴スポーツファーマシスト：日本アンチ・ドーピング機構より認定された薬剤師のこと。アンチ・ドーピングに関する知識をもっており競技者やスポーツ関係者へアドバイスや情報提供を行う。

【 用語解説 】

禁止物質ならびに禁止方法：S. 0～S. 5 は常時禁止物質、M. 1～M. 3 は禁止方法、S. 6～S. 9 は競技会時禁止物質、P. 1～P. 2 は特定競技において禁止される物質が規程されている。

TUE申請(治療使用特例)：TUE 申請をした結果、医療目的で使用していることが認められ承認されれば、慢性疾患を持つ競技者が禁止物質を使用しながら競技に参加できる。

特定物質：禁止表の中でも医薬品として広く市販されている物質、不注意でドーピング規則違反を起こしやすい物質、あるいはドーピング禁止物質として比較的濫用されることが少ない物質とされているもの。特定物質によるドーピング違反では、この物質の使用が競技力向上を目的としたものではないことを競技者が証明できれば、制裁措置が軽減されることがある。

【 参考資料 】

- 1) 薬剤師のためのドーピング防止ガイドブック2015年版（毎年最新号は5月末頃公開）
日本薬剤師会ホームページ <http://www.nichiyaku.or.jp/>
- 2) 2015年禁止表国際基準
日本アンチ・ドーピング機構ホームページ <http://www.playtruejapan.org/>
- 3) JPN ドーピング・データベース第2版－世界ドーピング防止規程 禁止表国際基準－
2010(日本体育協会監修), じほう